

# 「砂川判決の範囲内」

## 集団的自衛権

中谷安全保障法制相(防衛相)は15日の衆院平和安全法制特別委員会、安保関連法案に盛り込んだ集団的自衛権の限定容認について、「最高裁の砂川事件判決は集団的自衛権を排除していない。判決の範囲に収まっている」と述べた。限定容認は最高裁判決に照らしても許容される「合憲」、との立場を強調したものだ。

△本文記事1面▽

### 中谷氏「合憲」強調

横島裕介内閣法制局長官も特別委で、「(自衛権行使の)新3要件の下で認められる限定された集団的自衛権の行使は、判決の言う自衛権に含まれると解することが可能だ」と述べた。最高裁が自衛権について唯一判断した1959年の砂川事件判決は、日本を存続させるために必要な自衛の措置は、憲法9条の下でも認められるとした。

衆院平和安全法制特別委員会会で答弁する中谷安  
保法制相(15日午前、国会  
で)＝中村光一撮影



砂川事件自体は集団的自衛権を直接の争点とする裁判ではなかったが、横島氏は「最高裁が結論に至る過程で考慮し、あえて憲法解釈だ」とも述べた。

政府は昨年7月、「国民の生命、自由及び幸福追求の権利」を守るための必要最小限の自衛措置を認め、72年の政府見解に基づき、集団的自衛権の限定容認を閣議決定した。今月9日に野党に示した見解では、改めて72年見解を限定容認の根拠に挙げた上で、砂川事件判決も72年見解と「軌を一にする」としていた。

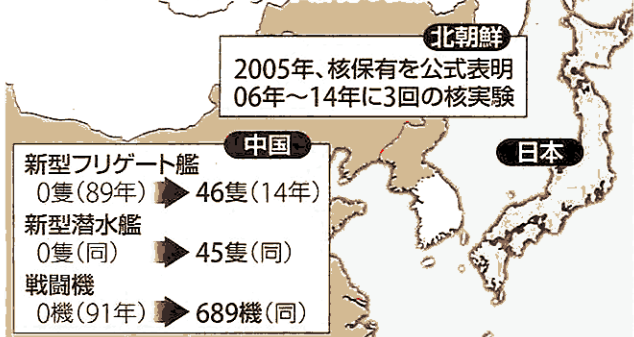
一方、中谷氏は自衛隊員の安全確保について、「新たな任務に伴い新たなリスクが生じる可能性はあるが、極小化しよう努力する」として理解を求めた。

## 周辺環境の変化根拠に

15日の衆院特別委員会で、安全保障環境の変化を理由に、集団的自衛権の限定行使を「合憲」とした9日の政府見解が議論された。

9日の見解は、「パワーバランスの変化や技術革新の急速な進展、大量破壊兵器などの脅威」を踏まえれば、限定的な集団的自衛権の行使は①自衛権行使

### 日本周辺での安全保障環境の変化



### 安保ポイント解説

は許される②しかし必要最小限度の範囲に限られる。などとした1972年の政府見解に当てはまる、としている。民主党の長島昭久氏は、「安保環境が変化したというが、冷戦期はどうだったのか」とたずねた。

中谷安保法制相は、米国と旧ソ連の力が均衡していた冷戦期には、世界秩序も

安定していたが、最終後は「各地で地域や民族、宗教(などを巡って)紛争が起きるようになった」と指摘。日本周辺で増大する脅威の事例として、中国と北朝鮮の「軍拡」を挙げた。

北朝鮮は冷戦後、中距離弾道ミサイル「ノドン」を保有している。2005年に核保有を宣言し、06～14年には3回の核実験を行い、「ミサイルに搭載可能な核弾頭の小型化に成功した可能性は排除できない」(政府関係者)。

中国も、冷戦期にはゼロだった新型フリゲート艦を46隻に増やし、東シナ海に派遣している。外国機が領空を侵犯する恐れがあると、航空自衛隊の戦闘機が緊急発進(スクランブル)した回数も、「10年前の約7倍」(安倍首相)に増えた。

岸田外相は答弁で「どの国も一国(だけ)では、平和や安定を守ることができないのが国際的な常識だ」と語り、米軍などと連携する意義を改めて強調した。